

消費税軽減税率対策費補助金（レジ補助金）の 手続き要件の変更について

消費税軽減税率対策補助金（レジ補助金）について、現行制度では、9月30日までに軽減税率対応レジの設置・支払いが完了したものについて補助対象とされているところですが、10月1日の軽減税率制度の開始を目前に控え、一部の機種において品薄なものが出てきたため、「希望する機種が今年9月30日までに設置できない」といった声が寄せられている現状がございました。

中小企業庁ではこれに対応するため、現状9月30日までの軽減税率対応レジ設置・支払を対象としていたものを、9月30日までに契約等の手続きが完了しているものを対象とするよう改めることとしています。

消費税軽減税率対策費補助金（レジ補助金）の手続き要件の変更について

2019年8月28日
中小企業庁

1. 現行制度の概要（補助対象期間について）

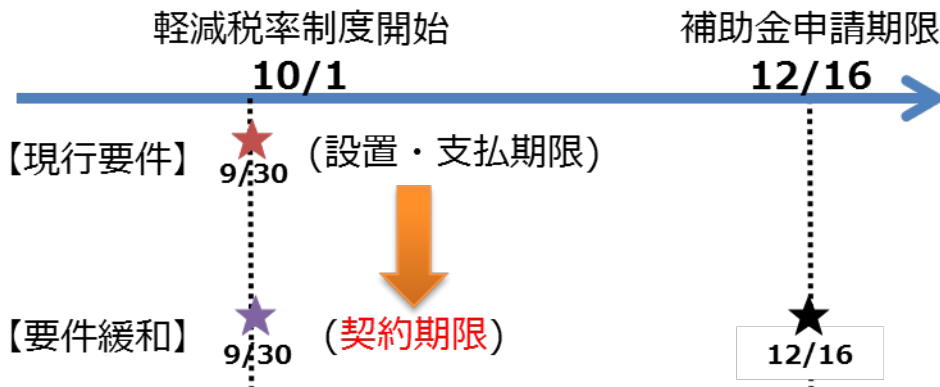
現行制度では、2016年3月29日～2019年9月30日までに軽減税率対応レジの設置・支払いが完了したものを本補助金の補助対象としている。

10月1日の軽減税率制度の開始を目前に控え、軽減税率対応レジに対する需要が急激に高まっており、一部では「希望する機種が今年9月30日までに納入されない」「9月30日までに支払いが間に合わない」といった声が寄せられている。

これに対処するため、現行制度における上記補助対象期間に関する取扱いについて、以下2. のとおり手続き要件を変更する。

2. 手続き要件の変更

本補助金の公募要領において軽減税率対応レジの「設置・支払いの期限」を提示することに変更して、軽減税率制度が始まる今年10月1日の直前（9月30日）までにレジの導入・改修に関する「契約等の手続きが完了」していることを、本補助金の対象要件とするように各種規定類を改めることとする。これにより、9月30日以降に設置・支払いが行われるものも本補助金の対象となる。



※補助金の申請はレジの設置・支払い後になるため（事後申請）、12月16日の補助金申請期限までに設置・支払いを完了する必要がある。

※なお、10月1日の軽減税率制度開始に向けた事業者の準備を促す本補助金の趣旨を踏まえ、レジメーカー・販売店に対して、以下の2点を要請する。

- ①9月30日までのレジの納入に最大限取り組むこと。
- ②中小企業・小規模事業者が軽減税率制度に向けた準備が円滑に進められるよう、中小企業・小規模事業者が取り得る対応策について、レジ販売の現場において事業者に周知すること。

軽減税率対策費補助金（レジ補助金）の補助対象期間について

本補助金の補助対象要件となっている 2019 年 9 月 30 日までの設置（導入・改修）、支払い期限については、以下のとおり変更となりました。

軽減税率対応レジ・券売機の導入・改修の支援

【変更前】

2019 年 9 月 30 日（月）までにレジ・券売機の 設置（導入・改修）、支払いを完了し、2019 年 12 月 16 日（月）までに補助金を申請する。

【変更後】

2019 年 9 月 30 日（月）までにレジ・券売機の 契約等の手続きを完了し、2019 年 12 月 16 日（月）までに補助金を申請する。

請求書管理システムの導入・改修の支援（※）

【変更前】

2019 年 9 月 30 日（月）までに請求書管理システムの 導入・改修、支払いを完了し、2019 年 12 月 16 日（月）までに補助金を申請する。

【変更後】

2019 年 9 月 30 日（月）までに請求書管理システムの 契約等の手続きを完了し、2019 年 12 月 16 日（月）までに補助金を申請する。

（※）請求書管理システムの導入・改修のうち、ソフトウェア自己導入型（C-2 型）（中小企業・小規模事業者自らがパッケージ型の製品・サービスを購入し導入する場合）については、従来どおり導入・改修を終え支払いを完了する日が、2019 年 1 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日までの間であるものが補助の対象になります。

受発注システムの改修等の支援

変更なし

本件に関する詳細はこちら
<軽減税率対策補助金事務局>
<http://kzt-hojo.jp/>



軽減税率に対応していないレジは 買替・改修が必要です



レジ



POSレジ



モバイルPOSレジ

軽減税率制度はあなたのお店にも影響があります。

今年の10月から軽減税率制度が実施されるにあたり、軽減税率対象商品を取引する場合、「標準税率」と「軽減税率」を区分した請求書や領収書の発行が必要となります。今、軽減税率対応のレジに買替・改修すれば、

国の補助金が使えます。

レジ1台あたり20万円まで。原則、費用の3/4を補助。

軽減税率対策
補助金事務局

お問い合わせは
こちらまで

0120-398-111
(通話料無料)

受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝除く)

補助金の詳細はこちらまで▼

レジ 補助



1 軽減税率対応レジや券売機の導入・改修の支援

☑ ポイントチェックしよう！

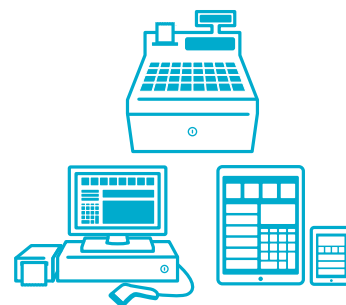
- 今使っているレジが軽減税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- 2019年9月30日(月)までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日(月)までに補助金を申請する(メーカーや販売店、ベンダー等の代理申請も可能)。

対象者 軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売業者等

補助率 原則3/4
なお、3万円未満のレジ購入の場合 4/5

補助上限 レジ1台あたり20万円、券売機 1台あたり20万円
なお、商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円
1事業者あたり上限200万円

完了期限 2019年9月30日(月)まで



2 請求書管理システムの改修等の支援

☑ ポイントチェックしよう！

- 区分記載請求書等保存方式に対応するため、システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- 2019年9月30日(月)までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日(月)までに補助金を申請する(メーカーや販売店、ベンダー等の代理申請も可能)。

対象者 軽減税率制度の実施に伴い請求書管理システムの改修等を行う必要がある
中小の卸売事業者、製造事業者等

補助率 原則3/4

補助上限 150万円 ※プリンター、パソコン等のハードウェアの上限は10万円

完了期限 2019年9月30日(月)まで



3 受発注システムの改修等の支援

対象者 軽減税率制度の実施に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある
中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率 原則3/4

補助上限 1000万円(発注システム)、150万円(受注システム) ※プリンター、パソコン等のハードウェアの上限は10万円

完了期限 2019年9月30日(月)まで
※対象者が自ら購入し導入する場合、補助金申請は、2019年12月16日(月)まで

